

H31富岡解体 熱中症予防対策スケジュール 2020

月	5月	6月	7月	8月	9月
	熱順化期間		強化期間		注意期間
WBGT値27℃未満 ⇒	休憩時毎に水分・塩分を摂取し、 熱中症チェックリストに記入し掲示する		WBGT値に関係なく、1時間毎に水分・塩分を摂取し、 熱中症チェックリストに記入し掲示する		休憩時毎に水分・塩分を摂取し、 熱中症チェックリストに記入し掲示する
WBGT値27℃以上 ⇒	1時間毎に水分・塩分を摂取し記入する				1時間毎に水分・塩分を摂取する
WBGT値が27℃超 ⇒	職長は「熱中症管理者」に報告（以降、1時間毎に報告）⇒クールネックを着用、連続作業を1時間までとする。				
WBGT値が31℃超 ⇒	職長は「熱中症管理者」に報告⇒ 高所作業禁止、20分毎の休憩（水分補給）など WBGT値33℃超 ⇒作業中止				
コロナ特別対策	体温37.0度以上、咳症状、下痢・嘔吐、食欲不振、味覚・嗅覚異常がある方は入場出来ません				
特別措置	アイソトニック飲料の無償配布 朝食を抜いた作業員 ⇒現場入場は出来ません				
熱中症予防対策実施計画					
実施者	実施内容				
現場代理人	・「熱中症管理者」を任命する ⇒各Grのリ-ダ-、仮置場・警備は杉本担当				
	・1次会社全職長に携帯型WBGT計を携帯させる⇒貸与済				
	・新規入場教育で熱中症教育（予防対策、緊急時措置）を実施する				
	・新規作業員の健康診断結果、既往歴を確認する				
熱中症管理者	・WBGT値が27℃を超えた場合の報告を受けたら現場を確認し指示を出す ⇒上記27℃超、31℃超の場合の対応を参照				
	・「熱中症チェックリスト」で作業員の体調などを確認する。 ⇒作業に支障があると判断したら現場代理人、職長と協議				
元請職員	・朝礼、昼礼、災防協時に熱中症教育（予防対策、緊急時措置）を実施する				
	・循環器疾患、既往歴がある場合重症化することを職長に理解させる				
	・識別された作業員に対して積極的に声掛けを行い確認をする				
職 長	・TBM時に熱中症教育（予防対策、緊急時措置）の反復教育を行う				
	・リストアップされた作業員に対して積極的に声掛けを行い確認をする				
	・現場入場前に体温、血圧、アルコール濃度測定を実施し、記録・掲示を行う				
	・新規入場者、暑さに慣れていない作業員に対して熱順化期間(1週間) を設ける				
	実施項目				
	・緊急時の措置を休憩所に掲示(各現場の安全掲示板に掲示する) ⇒掲示済				
	・熱中症既往歴のある作業員の確認を行い、リスト化し職長に注意喚起する。				
	・新規入場者はヘルメットシールにて識別できるようにする ⇒識別中				
	・『熱中症チェックリスト』を活用し記録・掲示を行う ⇒5/11～活用中				
	・全現場に熱中症対策キットを配布する⇒配布済				
	・(WBGT値27℃未満の場合) 上記参照				
	・(WBGT値27℃以上の場合) 上記参照				
	・会議室、休憩室のエアコンを常時稼働⇒熱中症対策車両として常時エアコン稼働 ⇒ただし3密にならないよう窓開放、休憩を分散する等の策を講じる				
	・製氷機、交換用保冷剤、保管用冷凍庫等を用意⇒設置済 袋で配布する				
	・WBGT測定装置を設置する ⇒朝礼会場に標準値測定用に設置済				
	・職員、職長の一声かけにより確認				
	・休憩しやすい雰囲気づくりを進める				
	・熱中症対策カードの配布と活用				
	・職長会パトロールの実施 ⇒1回/週実施中				
	禁止事項				
	×1人作業は禁止× (3密回避のため特例は認める)				